

公益財団法人東京都教育支援機構 都立学校応援基金事業 応援金募集要項

本要項は、公益財団法人東京都教育支援機構（以下「機構」といいます。）が実施する「都立学校応援基金事業」において、応援金の募集金額、募集期間、募集対象、使途、申込方法その他必要な事項を定めたものです。なお、本要項における「応援金」は、機構への特定寄付金として受け入れます。

1 事業の目的

機構では、都立学校における教育活動の充実に資することを目的として、「都立学校応援基金事業」を実施します。本事業では、都立学校が自ら策定する「学校ウィッシュ（Wish）プラン」（以下「プラン」といいます。）に基づき、学校行事、部活動、その他学校の特色を生かした取組の充実に支援します。

応援金は、各プランの実施に必要な財源として活用し、都立学校における活動の充実につなげます。また、地域の皆さま、卒業生、法人・団体等の皆さまと連携しながら、各学校の特色ある取組を応援していきます。

なお、応援金の対価として、応援金をお寄せいただいた方（以下、「応援者」といいます。）、その他特定の方に特別な利益を提供するものではありません。

2 応援金の種類

応援金には、次の2種類があります。応援金の申込みの際に、いずれかをお選びいただきます。

（1）プラン指定型応援金

機構ホームページに掲載しているプランの中から、応援したいプランを指定して応援金をお寄せいただくものです。

（2）学校指定型応援金

ア 応援したい都立学校を指定して応援金をお寄せいただくものです。

イ 学校指定型応援金は、受入状況、学校の希望及び本事業の目的を踏まえ、指定された都立学校が策定するプランに基づいて活用します。

3 使途

応援金は、本事業の目的に沿って、都立学校の特色を生かした次に掲げる取組に必要な経費に活用します。

- （1）学校行事をより充実させるための企画、運営その他必要な経費
- （2）部活動の充実に必要な物品の購入、講師の招聘その他必要な経費
- （3）その他、本事業の目的を達成するために機構が必要と認める経費（クレジットカード

決済手数料やクラウドファンディングサイト利用に係る手数料等を含みます。)

なお、応援金は、特定の児童・生徒個人へ直接還元される費用、保護者負担の軽減を目的とする費用など、特定の方に特別な利益を与えると認められる用途には使用しません。

4 募集金額

プラン指定型応援金は、機構ホームページに掲載する各プランの募集金額に基づいて募集します。

学校指定型応援金は、募集金額及び上限額を設けません。ただし、納付方法により、1回当たりの応援金額に上限を設ける場合があります。

5 募集期間

応援金の募集期間は、令和8年10月28日から令和11年3月31日までです。

プラン指定型応援金については、プランごとに募集期間を別に定める場合があります。この場合、各プランの募集期間は機構ホームページに掲載します。

なお、募集期間内であっても、募集状況、事業の実施状況その他やむを得ない事情により、応援金の受付を停止又は終了する場合があります。

6 募集対象

(1) 応援金の募集対象は、次のとおりです。

ア 個人

イ 法人・団体等

(2) 応援先として指定する都立学校に在籍する生徒又はその保護者の方からは、当該都立学校又は当該都立学校のプランを指定した応援金を受け入れません。

(3) 応援先として指定する都立学校のPTA及びこれに類する団体からの応援金は、会員への実質的な負担要請となることを避けるため、受け入れません。

(4) 上記のほか、応援金又は応援者が「11 受入除外基準」に該当する場合は、応援金を受け入れません。

7 申込方法及び納付方法

(1) 共通事項

ア 応援金は1口1,000円以上とし、上限額は設けません。ただし、プラン指定型応援金については、募集状況に応じて受付を終了することがあります。

イ 応援金をお寄せいただく場合は、機構ホームページ上の申込フォームからお申し込みください。インターネットでの申込みが難しい場合は、機構ホームページのお問い合わせフォーム又は「14 連絡先」へご連絡ください。

ウ 申込フォーム及びクレジットカード決済については、機構が指定する外部サービ

スを利用します。この場合、応援者は当該サービスの案内に従って必要事項の入力及び決済手続を行うものとします。

- エ 申込みの際に、氏名・名称、応援メッセージ等の公表に同意いただいた場合は、応援者への謝意を示すため、当該氏名・名称、応援メッセージ等を、指定された都立学校へ提供するとともに、機構ホームページ等に掲載することがあります。

(2) 銀行振込による応援金の納付

- ア 申込後に通知される指定口座へ申込フォーム等に記載した金額をお振り込みください。振込手数料は、応援者の負担となります。

(3) クレジットカードによる応援金の納付

- ア クレジットカードによる応援金の納付は、個人の方からの納付に限ります。
- イ 申込フォームにクレジットカード情報を入力し、決済を行ってください。
- ウ 利用できるカードブランド、決済方法その他決済に関する事項は、機構ホームページ又は申込フォームでご案内します。
- エ クレジットカード決済手数料その他これに類する費用は、応援金の一部をもって充当します。
- オ クレジットカード情報は、決済代行業者が取得・管理し、機構ではカード番号等の決済情報を直接取得・保管しません。

(4) クラウドファンディングによる応援金の納付

- 機構がクラウドファンディングを実施する場合は、プロジェクトページ又は機構ホームページで、申込方法、決済方法、寄付金受領証明書の発行時期等をご案内します。

8 寄付金受領証明書

- (1) 機構では、入金内容及び申込内容を確認した後、応援者へ寄付金受領証明書を郵送します。
- (2) 寄付金受領証明書の発行日は、銀行振込の場合は指定口座への入金日、クレジットカードの場合は決済代行会社を経由して機構へ入金された日です。クレジットカード決済日とは異なりますのでご注意ください。
- (3) クレジットカード決済に係る手数料を応援金の一部から充当する場合でも、寄付金受領証明書には、応援金として決済した金額すべてを記載します。
- (4) 寄付金受領証明書の発行には、申込内容及び入金内容の確認後、銀行振込の場合はおおむね1か月程度、クレジットカードの場合はおおむね1か月から3か月程度かかります。銀行振込の場合は振込日から1か月以上、クレジットカードの場合は決済日から3か月以上経過しても寄付金受領証明書が届かない場合は、機構ホームページのお問い合わせフォーム又は「14 連絡先」へご連絡ください。
- (5) 寄付金受領証明書の再発行は、原則として行いません。

9 応援金の取扱い

- (1) プラン指定型応援金については、次のとおり取り扱います。
 - ア 応援金額が募集金額に達しない場合でも、機構及び当該都立学校がプランの全部又は一部を実施できると判断したときは、集まった応援金の範囲内でプランを実施することがあります。
 - イ 募集金額に達しない場合その他応援金の状況により、「3 使途」に定める範囲内で、プランの内容を変更し、又はプランを中止することがあります。プランを中止する場合は、当該応援金を当該校への学校指定型応援金として取り扱います。
 - ウ 応援金額が募集金額を超えた場合は、当該プランの目的に沿った用途に活用します。当該プランでの活用後に残額が生じる場合は、当該校の学校指定型応援金として活用します。
- (2) 学校指定型応援金は、当該校のプラン指定型応援金に充当し、又は当該校が策定するプランに基づき、学校の特色に応じた取組に活用します。
- (3) 応援者は、本項に定める応援金の取扱いを確認し、同意した上で応援金をお申し込みいただくものとします。
- (4) その他、本事業の実施状況に応じ、「3 使途」に定める範囲内で、かつ本事業の目的に反しない範囲で、応援金を適切に取り扱います。
- (5) 本事業の終了時に残額が生じた場合は、本事業の目的の範囲内で適切に取り扱います。

10 応援金の返還

- (1) 受領した応援金は、応援者の都合による申込みの取消し、応援金の指定先の変更、プラン内容の変更、プランの中止その他応援者からの申し出があった場合でも、原則として返還しません。
- (2) ただし、「11 受入除外基準」に該当することが判明した場合や、機構がやむを得ない事由があると認める場合は、既に受領した応援金の全部又は一部を返還することがあります。
- (3) 応援金を返還する場合、返還額は、振込手数料、決済手数料その他返還に要する費用を差し引いた額となることがあります。ただし、返還の理由その他の事情を踏まえ、機構が必要と認める場合はこの限りではありません。

11 受入除外基準

応援金又は応援者が次のいずれかに該当する場合、又は該当するおそれがあると機構が認める場合は、応援金の受入れを辞退し、又は既に受け入れた応援金を返還することがあります。返還する場合、返還額は、振込手数料、決済手数料その他返還に要する費用を差し引いた額となることがあります。

- (1) 応援者が当該都立学校に在籍する生徒又はその保護者である場合

- (2) 応援者が当該都立学校の P T A 又はそれに類する団体である場合
- (3) 国、地方公共団体並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に規定する者以外の個人又は団体が当該応援金により、特別の利益を受ける場合
- (4) 応援者が当該応援金を納付したことにより、税の不当な軽減を受ける結果となる場合
- (5) 応援金の受入れに起因して、機構の財政又は予算執行に支障が生じる場合
- (6) 応援者が暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）である場合
- (7) 応援金が、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）に規定する不法収益等又はその疑いのある財産により行われた場合
- (8) 前各項に掲げるもののほか、応援金の受入れが機構の業務の遂行上支障となる場合又は社会通念上不適當であると機構が認める場合

12 税制上の優遇措置

機構は公益財団法人です。機構への応援金は、関係法令に基づき、税制上の優遇措置の対象となります。機構では、応援金を受領した後、応援者へ寄付金受領証明書を送付します。税制上の優遇措置を受ける場合は、確定申告等の手続で寄付金受領証明書をご使用いただけます。

具体的な税務上の取扱いについては、応援者の住所地、所得状況、法人の会計処理等により異なる場合がありますので、必要に応じて税務署、区市町村又は税理士等へご確認ください。

(1) 個人の場合

ア 所得税については、所得控除の対象となる場合があります。ただし、本応援金は、所得税における税額控除制度の対象ではありません。

イ 個人住民税については、東京都の条例指定対象寄付金として都民税の控除対象となります。また、応援者の住所地の区市町村が当該寄付を指定している場合は、区市町村民税についても控除対象となる場合があります。

(2) 法人の場合

特定公益増進法人に対する寄付金として、一般の寄付金とは別枠の特別損金算入限度額の範囲内で、損金算入が認められる場合があります。

13 個人情報取扱

- (1) 応援者の氏名、住所、連絡先、応援金額その他応援金の申込みに関して取得した個人情報とは、「公益財団法人東京都教育支援機構個人情報の保護に関する規程」その他関係

法令等に基づき、適正に取り扱います。

- (2) 取得した個人情報は、応援金の受付、入金確認、寄付金受領証明書の発行、応援者への連絡、応援者名等の公表に関する同意確認その他本事業の実施に必要な範囲で利用します。
- (3) 本人の同意を得た場合は、都立学校応援基金への応援実績の紹介及び応援者の顕彰のため、氏名、法人名、団体名、応援メッセージその他本人が同意した事項を公表することがあります。
- (4) 本人の同意を得た場合は、応援者の氏名、法人名、団体名、応援メッセージその他本人が同意した事項を、応援先として指定した都立学校に提供することがあります。
- (5) 本事業の実施に必要な範囲で、応援者の氏名、法人名、団体名、応援金額、応援先として指定した都立学校又はプランその他必要な情報を、東京都教育委員会に提供することがあります。
- (6) 匿名を希望された場合は、法令に基づく場合その他機構が必要と認める場合を除き、応援者を特定できる情報を、応援先として指定された都立学校に提供せず、機構ホームページ等にも公表しません。
- (7) 機構は、応援者の住所、電話番号、メールアドレスその他連絡先に関する情報については、応援者への連絡その他本事業の実施に必要な場合を除き、応援先の都立学校に提供しません。
- (8) 本事業の運営に当たり、申込受付、決済、応援金管理その他必要な業務の全部又は一部を外部事業者へ委託し、又は外部サービスを利用する場合があります。この場合、機構は、必要かつ適切な範囲で個人情報を取り扱われます。
- (9) 個人情報の取扱いについてご不明な点がある場合は、「14 連絡先」へお問い合わせください。

14 連絡先

公益財団法人東京都教育支援機構 都立学校応援基金事務局

住所：〒164-0011 東京都中野区中央1-38-1 住友中野坂上ビル11階

メール：ouenkikin@tepro.or.jp

電話番号：03-5989-1925

附 則

この要項は、令和8年10月7日から適用します。